

令和 5 年

第 3 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 5 年 4 月 26 日
至 令和 5 年 4 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第3回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4. 26	水	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和5年4月26日

令和5年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

令和5年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年4月26日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和5年4月26日 午前11時00分				
	閉会	令和5年4月26日 午後2時52分				
忘（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席9名 欠席1名 ○出席 △欠席 ×不 △○公招欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	△	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	2番 横山秀人		3番 花井茂			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農事委員 事務局 会長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	△	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年4月26日（水）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第32号 令和5年度飯館村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第33号 飯館村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第34号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第35号 飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第36号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第37号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約について
- 日程第10 議案第38号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約について
- 日程第11 議案第39号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）請負契約について
- 日程第12 議案第40号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約について
- 日程第13 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第14 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員 9 名。定足数に達しておりますので、これから令和 5 年第 3 回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前 11 時 00 分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件 1 件、条例案件 4 件、その他案件 4 件、承認案件 1 件、計 10 件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。3 月 14 日、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、4 月 10 日、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が 4 月 10 日並びに本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和 5 年 2 月及び 3 月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

なお、1 番 佐藤眞弘議員は、疾病のため本臨時会欠席の申出がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、2 番 横山秀人君、3 番 花井 茂君を指名します。

◎日程第 2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出議案第32号から第40号及び承認第1号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに第3回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、議案の説明の前に、帰還困難区域の避難指示解除について申し上げます。

かねてより、長泥地区特定復興再生拠点区域及び区域外の公園用地につきましては、地域住民の皆様、また関係機関各位と5月の大型連休頃の避難指示解除について協議を重ねてまいりましたが、去る4月15日に開催された国・県・村の協議において、解除に係る条件が整ったことを確認し、令和5年5月1日午前10時に特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園について、避難指示を解除することに合意いたしました。

また、これを受けて、昨日4月25日に国の原子力災害対策本部において正式に決定されたものです。なお、今後も引き続き住民の方々の意向を丁寧にお聞きしながら、必要な取組を進めてまいります。

さて、本日の臨時会は、子育て世帯生活支援特別給付金事業、商業施設整備事業調査設計費等に係る一般会計補正予算と村村税条例の一部改正のほか、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事等の入札が終了し、仮契約を締結いたしましたので、併せてご承認いただきたく招集したものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第32号は、令和5年度飯館村一般会計補正予算（第2号）です。既定予算に3,895万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を150億7,714万8,000円といたしました。歳出の主な内容は、民生費の児童福祉費に402万5,000円、商工費の商工業振興費に3,302万2,000円などを追加いたしました。この財源には、国庫補助金、基金繰入金等を充てております。

議案第33号は、飯館村税条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、飯館村税条例に関係する条項を改めるほか、語句等の整備を行うものであります。

議案第34号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、飯館村国民健康保険税条例に関係する条項を改めるほか、語句等の整備を行うものであります。

議案第35号は、飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例です。この改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、飯館村国民健康保険条例に関係する条項を改めるものであります。

議案第36号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災及び原子力災害の被災者に対する令和5年度の軽自動車税について、令和5年4月1日現在における帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約についてです。4月18日に9社による指名競争入札を行った結果、後藤建

設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億670万円です。

議案第38号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約についてです。4月18日に9社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は2億1,395万円です。

議案第39号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）請負契約についてです。4月18日に9社による指名競争入札を行った結果、株式会社小野中村が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は6,270万円です。

議案第40号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約についてです。4月18日に9社による指名競争入札を行った結果、荏原実業株式会社東北営業所が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は6,380万円です。

続いて、承認事項についてご説明いたします。

承認第1号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてです。既定予算の総額に2,019万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を150億3,819万6,000円といたしました。令和5年春に予定される新型コロナワクチンの接種について、早期に準備を進めるため必要な経費を計上し、専決処分したものであります。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時10分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第4、議案第32号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第32号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） では、補正予算について3点質問いたします。

まず1点目、今回、陽はまた昇る基金等で財源措置されました商業施設整備事業について質問します。こちらについては、先日、公設民営で新たな商業施設の協定をとということで、新聞で拝見しました。そこについての商業施設整備計画かなと思うんですけども、まずその確認と、また、この設計業務で1,900万円等3点あるわけですが、こちらの見積

り、積算というのは1社からだけの見積りなのか、複数業者から見積りを取って、ある程度役場で勘案してこの予算を取ったのか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今のご質問、商業施設の整備事業関係でございます。今回の補正予算で出ささせていただいたのは、まさに先ほど議員がおっしゃった部分で、先般、協定締結をしたショッピング施設に入っていたきたいということで、公設民営で進める部分でございます。また、設計積算関係であります。これは、その協定を結びました業者からこういった施設が望ましいということで大まかな概要の内容を示していただき、それを村のほうで精査して、設計を積算し直して予算を計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 少し強い口調かもしれませんが、先に言っておきますけれども、少なくとも予算が必要な協定、つまり今回の場合は公設民営の協定ですので、明らかに予算措置が必要である協定であります。24日おととい、業者と協定を結んだということですが、順番が逆ではないでしょうか。つまり、協定を結んだら、業者にとってみれば村のほうで予算措置をして公設民営でやってくれるんだという前提で協定を結ぶわけです。けれども、実際予算はいつ上がってきたかという、今日、協定が終わった後、議員の皆さん決議してくださいと上がってくるわけです。少なくとも同日付、例えば今回の議会が終わった後、まず議会のほうもこのような形で一緒に同日付で協定を結ぶとかそういう形を取らないと、私たち議員は事後確認のような形で、協定を結んだのでこれを通してくださいねというふうに感じてしまいます。もしくは、同日付は難しいのであれば、協定の前に役場全員協議会等を開いて、今度こういう形で予算措置を上げると、公設民営の協定の内容はこうですという形で、少なくとも協定の前に3,000万円規模の予算を上げるということを説明すべきではないかと、今日、今回の補正を見て思いました。このことについての、まずどうして先に協定、その前に議員への予算説明がなかったのかについて伺います。

村長（杉岡 誠君） 後段のほうのご質問から先にお話をしますが、予算についてあらかじめ説明がなかったのではないかとということですが、予算は予算として上程して初めて議会にかけるものであって、全員協議会等々であらかじめかけるものではないというふうに乗っておるところであります。しかしながら、3月議会等々の全員協議会の中で、そういう商店について、ストアについての誘致とこれまでの経緯、あるいは今後の予定についてはお示しをさせていただいたという部分がございますので、それについては説明責任はしっかり果たさせていただいたかなというふうに思っています。ただ、予算というのはあらかじめということではなくて、予算を送付をさせていただいて議会の中でご審議いただくものというふうに乗っているところあります。

それから順番がということですが、今回お相手の企業様と結んだのは基本協定ということありますから、飯舘村の中の買物環境、生活環境の改善ということを目的にした基本協定でありますから、当然出店を想定しながらの協定でもありますけれども、この今回の予算のご審議をいただいて、公設民営の一番最初の部分の設計等々、村ができて初

めて出店という話になりますから、いわゆる出店を確約するというような協定書の内容ではないということでもあります。もちろん、そういうことを想定してマスコミにも出させていただきましたから、本意としてはありますけれども、あくまでも議会での予算審議をいただいて公設民営という部分については進めさせていただくということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上になります。

2番（横山秀人君） 今お話のあった順番というのは、お話は分かりましたけれども、実際、事前にある程度の予算規模なり、別に細かく予算と言っているわけではない、どれぐらいのことが、今回の公設民営のことによって、どれぐらいの費用負担が今後村で発生する可能性があります、また、その財源は補助金とか助成金がないので、一般財源である基金を入れますと、それも数千万円規模ですというお話、残念なことは、この協定内容についても3月の全員協議会で概略説明はありましたけれども、次に知ったのは新聞記事です。本来であれば、これだけの村の大事なことであります。前回、資源活用型の堆肥施設の協定に関しては村の明確な費用負担の項目がなかったもので、改めて質問はしませんでしたけれども、今回に関しては公設という文字が新聞等で出ております。ですので、これから一緒になって飯館村をつくっていくという中で、事前に概略でも結構ですので、予算も伴うものについては先にご説明をいただければ、私たち議員も新聞に出たらすぐ村民に対しての回答もできますし、そのような形で事前の相談等をお願いできればと思います。まずこちら1点目です。

続きまして2点目については、13ページ、長泥曲田公園の公園看板設置工事についてであります。こちら100万円計上してありますが、こちらに記載する内容等について、現時点で、現時点も何も5月1日から解除してオープンするわけですから、オープンする予定なのかもしれませんけれども、この内容について、どのような内容を記載するのか教えていただけますか。

村長（杉岡 誠君） 商業施設整備設計業務等々についてのご要望をいただいたかと思いますが、公設でというふうなお話だけ流れておりますが、当然のことながら財源については非常によくよく考えさせていただくということで、国のほうの非常に有利な事業を使わせていただくという想定しております。ただ、国の事業採択をされてから設計をしていたんでは間に合わないということもありまして、今回こういう形で予算を計上させていただいたという部分でありますので、村が単独費用をどんどん湯水のごとく使っていくようなことではありませぬので、しっかりと財源を考えて、今後さらに国の事業が採択されれば、また予算を計上していくという部分でありますので、それはそういう見込みが立たないと、今後もまた説明はなかなかできませんので、あらかじめというお話をいただきましたが、村としてはかなり丁寧に今まで様々な構想についてお話をさせていただいておりますが、今回の件は特にお相手がいらっしゃる部分でありますので、なかなか村のほうで先に予算を決めて、はいじゃあこれでというような形にはなかなかならないという部分がありますので、いわゆる企業誘致という部分は相手とのかなりの交渉が、信頼関係が相当あって、それをまた書面にして、お相手様もマスコミの質問に対して、今回初めて自治体

とは協定を結びましたということをおっしゃっていただいていますから、それだけ向こう様の誠意をいただいている部分をお示しいただいたと、それを踏まえて今般予算を計上させていただいたということでもありますので、必ずしも協定の際に村のほうであらかじめ全てをご説明できるとは限らないということについては、ご理解賜りたいというふうに思います。

それから、長泥の看板については担当のほうからご説明を申し上げます。

2番（横山秀人君） 先ほど、この商業施設について村長のほうから回答あったので、もう一度追加で質問したいんですが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤一郎君） はい、よろしいです。

2番（横山秀人君） 村の事情、分かりました。ただ、思えば、新聞に出れば議員のほうにも問合せ等は来ますので、ある程度、あとこの順番、協定出した後はどうして当日、今日付で協定が組めなかったのかなという素朴な疑問もあったので、質問いたしました。Aコープ跡地ということをお話を伺ったんですけども、あそこは施設所有者と土地所有者がいらっしゃると思うんですけども、こちらに関してはすぐに覚書とか、予算を上げる段階の前に、それともこれから覚書等を取って進めていくのか確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 後段の用地については、担当のほうからご説明させていただきたいと思いますが、なぜ今日予算を取って同日付でその後に協定ができないのかというお話ですが、言ってみれば、予算を取ってその日に社長様、副社長様を呼びつけて、ここで協定をするんだということになれば、当然事前に向こう様とその調整をしているということになりますし、村が誠意を持ってぜひ出店してくださいという働きかけをしてきた中で、お互いに対等な立場で基本協定を結ばせていただいたんですけども、そういうことが、やはり商業施設等々の誘致には非常に大事だと思っております。ですから、例えば今日予算がもし可決された後に、もし協定というふうになれば、いずれにしても事前にそういうことを準備していたんでしょうとなりますので、やはり今の議員のおただしの仕方からすると、順番がということにはなるのかなというふうに思います。

先ほどの繰り返しになりますが、あくまで基本協定でありますので、その中で今回予算審議いただければ、この先の、また追加の協定ということがあるのかなと考えているところであります。

それから、議員の皆様、村民の方からお問合せがあるということで、そこに議員の皆様の方からご説明いただいているというのは非常にありがたいとは思いますが、今般のような、こういう件については、村のほうにぜひ問い合わせさせていただきたいとか、あるいは議員のほうから改めて村の担当のほうに聞いていただくなりということで、私たち対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

副村長（高橋祐一君） 用地的にはAコープ跡ということが出ましたが、基本的には今回の設計の部分については、その部分で設計をしていくという形になります。用地、建物関係について、今協議をしているという段階でございます。ですから、用地のほうの協議、建物の協議を進めながら設計等を進めていくという形になりますので、あそこにもう場所が決まったということではなくて、そういうことを踏まえながらこれから設計協議をしてい

くという形になるかと思えます。

2番（横山秀人君）では、2点目の質問になりますが、再度、公園看板についての記載内容等について確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）長泥曲田公園の看板設置工事であります。内容、文面、あとは表現の内容ですね。そういった部分については、今後しっかり検討していきたいというふうには思っておりますが、内容で大きくは、公園の名前、そして公園の目的、また公園に立ち入る際の注意等をしっかり掲示しながら、どういった公園かという部分を示していきたいと考えているところでございます。

2番（横山秀人君）3月の長泥曲田公園に関する条例の質疑の中で、あの公園については、まず公園の出入口にカーブミラーが必要ではないか、あと、夜間等の照明が全くないので危険ではないか、また、フェンス近くに井戸があるので、万が一のことを考えると井戸の蓋の固定とかいろんな対策が、安全面で対策が必要ではないですかという質問をさせていただきました。この公園看板設置工事の中に、そのような安全対策についての施設、対応等がありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）まず、今ほどありました1点目のカーブミラー等が必要ではないかということでもあります。以前から、その用地については宅地で利用されていた部分でもありますし、通常の道路で今までの交通、車通行等で支障があったというような場所でもございません。現地を確認させていただいておりますが、再度確認した中でそういったカーブミラー等は必要ないという判断をさせていただいたところであります。道路交通法をきちんと守っていただければ、問題ないのではないかと判断をしているところでございます。

また防犯灯でございますが、以前申し上げましたが、いわゆるこの公園については、児童公園とか運動公園、そういった公園ではなくて、あくまでも線量低減措置のした実証圃場だというようなことで、村でしっかり管理していくという公園で位置づけをしているところであります。つまり、宿泊を伴わないような使い方ということもありまして、夜間、わざわざ立ち入って利用する、利用するとか線量を測りに行くというふうな部分も中にはいるかもしれませんが、そういった方についてはご自身で注意をして入っていただければ済む問題であります。ですので、そういった照明等も必要ないと判断をしているところであります。

また、今回の公園の敷地外に井戸があるというふうなお話をいただきました。井戸については、村の管理ではなくて個人所有のものでありますし、また解除されていない区域でありますので、基本的に立入りは禁止されている、立ち入ってはいけない場所ということでもあります。そういった部分もありますので、今回この公園の看板設置の中で、そういった注意点、この公園はこういったエリアで整備したものであって、その区域外についてはそういった措置がされていないので立入りはできませんよというふうな内容の注意をしっかりと書き込んで、周知をしていかなければならないかなということもありまして、今回の看板設置工事を予算化させていただいたところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 先日の質疑に対して、きちんと現場を見ていただいた結果ということで分かりましたが、公園という名が新聞等に出て、あの文面を見る限り公園というイメージで訪れる方がいらっしゃるかもしれません。いらっしゃると思います。ですので、解除、開園したとしても、継続的に安全対策のほうは行っていただきたいと思います。

続きまして、3点目については11ページなんですけど、この補正で光ファイバーケーブル貸付収入ということで56万3,000円が計上されているわけですが、こちらの内容について、どちらから入ってくるのかお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 財産収入の財産貸付収入であります。こちらの部分、村で光ファイバーも全村的に張り巡らせておりまして、NTTと契約を結んで管理しているところでございます。この部分につきましては、長泥地区です。これまで、帰還困難区域ということで長泥地区のみ対象外だったんですが、解除になりますので、この部分についてIRU契約とかNTTと再度結んで、そこの線を使う部分についての収入を見込んでいるということです。

2番（横山秀人君） では、その解除された地区にお住まいの世帯の方が対象になって、新たに避難指示解除になったので、この光ファイバーの、年幾らか分かりませんが、お支払いするというので、これ、使う使わないにかかわらず光が入ればということですか。

総務課長（村山宏行君） これは、あくまでもIRU契約、NTTさんに貸出しする部分ですね。その部分で入ってくる部分でございます。ですので、そこは加入者が払うというものではございません。

4番（飯畑秀夫君） 資料ナンバー2の12ページ、3款民生費2項児童福祉費についてお聞きいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金400万円と計上されておりますが、先ほどの説明だと、5万円掛ける80人ということをお記憶しているんですが、よろしいでしょうか。までの里のこども園35人、いいたて希望の里学園に82人で計117人、飯舘の学校に通学・通園しております。ここ、80人だと人数が合わないし、また飯舘村に住所を置いている子供たちは今現在何人いるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） この子育て世帯生活支援特別給付金の対象者であります。これ昨年も同じような事業で展開してきたところであります。令和4年度の住民税非課税世帯、住民税均等割が非課税世帯の低所得者に対する子育て支援ということでありますので、低所得の子育て世帯に対して給付するというふうなものであります。

4番（飯畑秀夫君） いや、物価高騰とか今子供、いろいろ国のほうでも問題になっており、いろんなところで子供たちの教育のために給食費無料とかいろいろありますけれども、非課税世帯でなく子供を育てる世帯全員というか、そういう形のを、福島市ではたしか1人頭という形のもので発表されたとお認識しているんですが、その辺、村としまして子供たち全員に給付する予定とかあるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今回の事業につきましては、国の予算の範囲の中での実施ということで、総額400万円ではありますが、そのように今回考えているところであります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 13ページにおける公園看板設置、先ほど横山議員からもありましたけれども、答弁を聞いていますと、活用方法に限定があって、時間も限定があるような答弁ですけれども、具体的にはどうなるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 活用方法、そして時間に限定はあるのかというふうな質問でございますが、特にそういったものがあるものではございません。線量低減の実証圃場ということで、村が範囲を設定して、村が管理をしていくということで設置された公園でございます。ですから、自由に入りはできますが、基本的には夜、そういった照明もない中で立ち入るという場合であれば、ご自分できちんと対策を取って立ち入っていただくという形になるのかなと思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 線量の測定実証地、実証公園とおっしゃったのか。公園というイメージは、そういうふうにか新聞発表するときに、そんな説明を付け加えて発表されているのでしょうか。単なる、長泥地内に公園がとなったときに、みんなそんなふうに感じているのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 4月15日のぶら下がりというか記者会見の中で、長泥曲田公園については、線量低減化実証等の効果を検証していく場、また長泥地区の復興・発展に向けての情報発信等をしていく場として設置をしましたという説明をさせていただいておりますので、今後広報等も通じながら、住民の方々にも、村民の方々にもそういった形での周知をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） そうしますと、せっかく解除されたところなので、その公園を使いながら実証地として測定をしていただいて、そういうものを情報発信しながら、解除されて、全体が解除されているわけじゃないので一部ですけれども、その範囲は大丈夫だというふうに広報を、今後十分な周知をするということになりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この公園については、線量低減が実証されたという部分を、村がこれから随時検証していくというような圃場でございます。国に対しては毎年になるかと思うんですが、そういった部分で検証結果ということは報告をしていくことになるかと思いますが、基本的には、長泥曲田公園の線量が気になる方が自ら行って測れるように、誰でも自由に入ることができる公園だということで設定をしたところであります。村で随時、定期的に村民に向けて数値がどうだということを発信していくということは考えておりませんが、まず入り口に線量計も設置しておりますので、現場に行けば、すぐにその状況は分かるという状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

8 番（佐藤八郎君） 村長と課長の答弁、ずれていないですか。

村長（杉岡 誠君） 私のほうの答弁は、公園という言葉のイメージが、先ほど担当課長からも言いましたが、児童公園とか運動公園というイメージになりやすいという部分がありますので、あくまで「公の園」と書きますので、村が公の園として線量低減化実証等の効果を検証する場所、また長泥の復興・発展等の情報発信をしていく場所等に使うということで、そういうことを村民の方々に周知をしていくということだと思っております。なお、

線量そのものについて、いつ、どの地点で測ってという情報がある程度積み重なってくれば、周知をしたり広報したりする場所もあるかもしれませんが、今のところ、ずっと24時間周知をしていくとか、そういうシステムにはしておりませんので、入り口に訪れた方が見ていただけるように線量計を設置しておりますので、そういったものを見ていただくとか、何よりも長泥の住民の方々がそこをしっかりと見ていただいたり、どうなったんだということが、いろんな制約がなく見ていただけるようにということが一番の目的かと思えますので、そんな運用の仕方をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 15ページの商業施設関連で質問いたします。

業者との協定書を締結したという新聞記事を見て、心配する村内外の村民から、多数電話なりお声かけ願ったので、ちょっとまとめて質問しますけれども、協定内容はどんなことを協定したんだと言われましたけれども、私にはその内容は見ていませんので分かりませんということで、先ほど横山議員に対しての答弁では、議員が分からなければ村に聞いてほしいと村長から言われましたけれども、したがってここで聞きますけれども、先ほど、基本協定なので出店予定確約という部分含めて、内容そのものはどんなことなんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それでは、協定の内容でございますが、内容を要約するのにもなかなか大変なので、協定書を読み上げさせていただければと思います。

まず、飯館村内の生活環境の向上に関する基本協定書ということで、飯館村及び株式会社ハシドラッグは、飯館村村内における生活環境の向上に関して次のとおり協定をする。信義誠実の義務ということで、第1条、甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行するものとする。協力体制、第2条であります。甲及び乙は飯館村内における生活環境の向上が円滑に進むよう互いに協力し合い、協議を進めるものとする。地域経済の振興であります。第3条、乙は飯館村内における地域状況等に配慮し、地元企業と積極的に連携を深めながら、地域経済の振興に努めるものとする。続いて、暴力団等の排除でございます。第4条、乙は社会から暴力団等反社会的勢力の排除のため甲と協力するものとし、暴力団等からの不当要求行為には一切応じないものとする。次に、秘密の保持であります。第5条、甲及び乙は、開示提出された秘密情報については、互いの承諾なく一切第三者に漏らしてはならないものとする。その他として第6条、この協定に定めのない事項、またこの協定について疑義が生じたときは、この協定締結の趣旨に基づき、当事者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

以上の内容となっております。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は14時とします。

（午後1時42分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

8番（佐藤八郎君） 基本協定書、頂きました。内容については村民に答えることができますので。

ただ、村民から電話をもらう中なり声かける中で心配事が3点ほどあります。1つは、村内の店との関わり。いわゆるセブンイレブンとの関わりで、どういう影響なり、どういう内容になっていくのか。2つ目は、村への協力する業者。せっかく宅配なりなんなりで協力している業者との関係では、どういうふうになっていくんでしょう。その辺の話合いはどうなっているのかなという心配。村民にとっては買物できるかできないかのことでしょうけれども、そういうこともありましたので。あとは、なかなかセブンイレブンのお勤めになる方が村内外から通勤しての労働者がいなかった中で、そういうお店ができて、その辺は心配ないのかというような声がありましたので、ここで、その辺はどのように考えられて協定に向かったり、今後の中でやっていくのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず1点目の村内のお店、セブンイレブンとの関わりであります。セブンイレブンについては、通常、すぐに立ち寄って必要なものが購入できるという施設として動いているのが本来の部分でありまして、今回の誘致をしようとしている企業につきましては、生活の必需品、細々したもの、そういったものを全て取りそろえているという施設でございます。それぞれの、利用するお客のニーズに応えるという部分で役割が違うのかなというふうに思っているところでありまして、基本的には大きく問題はないのかなと思っております。また、セブンイレブンのほうについても、企業向けの配送によるお弁当とか、そういった部分を独自に今考えているということもお聞きしておりますが、それぞれがそれぞれの役割を担えるような施設で存在すればいいのかなと思っているところであります。

2つ目の協力業者、いわゆる、多分お年寄りのお宅まで宅配等で対応していただいている業者のことかなと思っておりますが、これにつきましても、基本的にはそういった方については、なかなか外に買物に出られないというお年寄り等、そういった部分で回っていただいているところであります。現在でも自分で、自分の車で買物に出かけられる人については、村外の近隣の市町村のほうに出向いて行って買物をしているのかなというその部分が、今回村内にそういった大型のショッピングセンターが、企業が入ってくるということで、村外に行かずとも自分で買物ができる環境が整うということでもありますので、これもそれぞれの役割が違うのかなということも思っているところであります。

また、3点目の労働者の確保の部分であります。これは、相手方の企業さんもかなり心配していらっしゃるところであります。我々も心配をしていることではあります。今、移住・定住のほうでどどん村に住んでもらう方を取り入れていきたいという中で、また移住者、入ってきたいという方についても、これからの自分の働き場所の確保はどうなるんだろうという部分で心配している方もいるところです。そういった方を積極的に、今回の企業さんのほうに労働者として入っていただければありがたいなということで、その部分を企業さんと村と協力しながら、労働者の確保については努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） コンビニとスーパーというか店舗は、必需品の中身が違うのでニーズへの応え方が違うでしょうという話ですけれども、多分、飯館にいる方々は、そんな何店舗も歩くということはあまりないのではないかと思いますのね。そうすると、そこに行ったらそこで終わっちゃうから、セブンイレブンへの影響がかなり出るのかなと私が勝手に心配しているわけですが、その辺はいま少し、私ハシドラッグ何店舗かずっと見て歩いて、商品棚ずっと見ていますけれども、かなりのものあります。コンビニに行く必要は全くございませんというぐらいあります。ただ、飯館に出す店が、そのものを全部そろえるかどうかは分かりません。ですから、その辺心配しているのが1つ。

あと業者、いちいさんがせっかく代わってやっている。でも、その人たちはもともと買物に来ない人だから問題ないみたいな答弁、今ありました。しかし、その方々がその宅配業者だけで全て賄っているかという、そうではないんです。親戚や隣近所、知人、友人のおかげで買物したりもしています。そういう影響からしても、近くだとすればやっぱりハシドラッグというふうになっていくので、私はかなりそういう点でも、村民の買物の実態やそういうものをきちんと村行政としてしっかり把握していないと、今のいちいさんの持ってくるもので何%買物を賄ってるかという実態は、村で承知していればいいんですけれども、そういうアンケート調査もしていなければ聞き取りもしていないんですから、そういう点からしても非常に心配しています。

あとは、多分ハシドラッグですから、人事異動で社員は異動させることができるから、一部ではセブンイレブンみたいな従業員の不足心配はしなくていいのかなというものもあるんです。だから、何年か前にセブンイレブンの従業員には交通費、村の一般財源から出したこともありますけれども。だから、いろいろ含めて本当に希望ある買物情勢になっていくのかどうか。まして、今村が買物や医者に連れていくために行く場所が、今度はハシドラッグといちいと両方寄るのかどうか分かりませんが、その辺はどういうふう整理されて、今回のこの方向づけになっていくのか、全体的に伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 全体的な調整ということがご質問のご趣旨かなというふうに思いますが、希望ある買物環境になるのかということに関しては、まさしくそういうふうになると私は確信しております。今回、ハシドラッグ様のほうにそういうご意向をいただいて、基本協定という形ですが、一番最初の協定を結ばせていただいたのも、村の中の動向、動態として夜間人口は1,500人であります。しかしながら、その昼間人口という言葉は私は使っていますが、昼間の人口を想定しながらの商業的な部分ということも協議をさせてきていただいておりますから、セブンイレブンというお話がありましたが、やはりセブンイレブンはコンビニエンスストアですから、便利性のよさ、ちょっと行ってちょっと買えるというところのニーズに対応していく部分が本来であって、例えばセブンのことだけを考えれば、すぐ数十キロ先のところにまたセブンを造ってというのも本来的にはおかしいと思ったりもするかもしれませんが、そこはセブンイレブンさんの戦略の中で、より便利に行けるところを造っていくという構想があります。福島市内見ても、国道沿いに同じような商業施設が、例えば背広を売っているところがすぐ近くにあったり、ドラッグストアがすぐ近くにあたり、そういう相乗効果というものが、実は商業施設の中の考えとして

は強くあるんだなというふうに思いますので、むしろその相乗効果が生まれるんじゃないかと期待するところです。

それから、私は10年後を見据えるということも申し上げておりますが、日々、村内の方々は毎年1歳ずつ年を重ねていくと。その中で、高齢世帯、独居世帯という方もかなり増えてくるだろうなと。そういう方々に対して生活支援ワゴン、あるいはとくし丸さん、あるいはコープさんとか様々な取組をしておりますが、なかなかそれだけで足りていないなという部分を、一部ご近所の方々がフォローしていただいているという実態も、私としては踏まえておりますので、そういう方々が、隣町まで行かなくても買える環境ができるというのは、ある意味で利便性が上がるということになるかなというふうに思っております。ご高齢の方々に関しては、そういうプッシュ型の販売網が、やはり1社だけでは足りないだろうなというふうに思いますので、いろいろと週2日とか週3日という形で回っていただいているとくし丸さんもありますから、その間を埋めるものとして、今後セブンイレブンのほうでの宅配便とか、そんなことも考えているという部分を聞いているところであります。

今回の固定的な出店店舗の話については、むしろ移住・定住の方々とか、自分で車が運転できる方、そのお店に伺うことができる方々のニーズということに対して対応すべきだと思いますので、村の中6割以上の高齢化率の中でのそういうプッシュ型の販売網は、今後確実に必要でありますし、あるいは若い世代というか、車が運転できる世代に対するこういう固定店舗、あるいは相乗効果というのは必要だと思いますので、今議員おただしの部分含めて、総合的な調整は村も入ってしっかりやらせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 要望になるかもしれませんが、先日の長泥地区の解除の件では電話連絡を村からいただいて、配慮を願ったんですけども、原発事故後は、議会への事前報告とか協議が弱まっているんですね。これ、未来の行政執行の基本はやっぱり、今もそうですけれども、本来の基本はやっぱり庶民主人公なんですね。そういう意味では、議会議員は村民の代弁者の役割を果たす仕事なんです。そういう意味では、緊急のときは、きちんと議会の代表である議長にはすぐに協議に混ぜてもらったり、連絡説明するということを原則とすべきだと思うんです。そして、いち早く同じ立場に立って村づくり推進に当たっていくという、この、いち早く当たるという、そこに議長がいるんですから、議長とはそういう関係をきちんと持っていただきたいという点は強く要求して、この質問は終わりたいと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第33号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第5、議案第33号飯舘村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 今回の税条例の改正の中に、肉用牛の売却による所得の課税特例を令和9年度まで延長するという文面がございました。この課税特例の中に、東京電力からの営農賠償金、また飼料高騰の賠償金、あとは免税対象市場外の取引について、この課税特例に入っているのかどうか確認いたします。

住民課長(志賀春美君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

出荷証明のある牛の販売に対しての課税特例ですので、牛の飼育に係る経費は対象になりますが、東電の営農の賠償や、飼料補填などの賠償金等については、対象にはなりません。

以上です。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

8番(佐藤八郎君) 村民税(1)森林環境税、これ個人村民税から均等割に年1,000円を上乗せする、賦課徴収するという事で、これ増税なんですね。飯舘村村民、森林幾ら持っても活用もできなければ何もできない状況の中で、何で均等割だけ1,000円増税にするのか。ここの改正理由を読むと、地方税法が変わるからそうするんだというふうになっていきますけれども、飯舘の実態からして1,000円増税というのはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

住民課長(志賀春美君) ただいまの質問ですけれども、増税ということではなくて、今まで復興特別税の年1,000円分というものがあつたんですが、それは令和5年度で終了いたしますので、今回の1,000円というものが変わりますので、年間の税金の額としては変更はないものとなっております。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 今まではそっちから出ていたから、復興特別税の中でということを取られなかったんでしょう。今度、それが国の都合でなくしたから、あんたら取りなさいということなの。それで、じゃあ取りますという話なんでしょうか。

総務課長(村山宏行君) 今回の令和5年で終了される復興特別税ですが、こちらについては全て課税世帯のところには入っておりますので、飯舘村だから取られていなかったということではございません。また、先ほどありました国の環境税ですが、こちらについて、村のほうにも森林環境交付税交付金ということで入っておりますので、それを活用しての森林の整備、そちらについても取り組まれているということで、村に恩典がないわけでもございません。

8 番（佐藤八郎君） 村民個人には負担させる必要ないんじゃないですか。村に入っている分
から払ったらいかがですか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に法律に基づいて行われているものでございます。また、そ
れによって交付されている分についても、一定の算定基準によって各自治体のほうに配分
されているものでありますので、直接ということではないというふうに理解しております。

8 番（佐藤八郎君） そうすると対象者数、これによつての収入額というのはないということ
ですか。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎君に申し上げます。ただいまの質問は4回目となりますので、
1 議題に対し3 問ということですのでよろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後2時19分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後2時20分）

住民課長（志賀春美君） 令和4年度の均等割の課税者は、2,247人となっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第34号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第34号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 国保税の4万円の値上げということに理解していいのか1つ。あとは、
後期高齢者支援金2万円アップと5割が5,000円、2割が1万5,000円ということで、対象
者はどのぐらいいるのか、それによつての収入はどのぐらい上がるのか、伺っておきます。

住民課長（志賀春美君） 全体で4万円上がるということではなく、国保税の限度額は2万円
というふうに改正になります。令和4年度の超過世帯数は12世帯となっております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） そうすると、12世帯の中には全部該当する人はいないということですよ

ね。そうすると5割の5,000円の方は何世帯、2割の1万5,000円の方は何割、後期高齢者支援金2万円アップの方は何割あるのでしょうか。

住民課長（志賀春美君） 令和4年度の国保の減免の方は、5割の軽減世帯は3世帯、2割の軽減世帯は4世帯となっております、改正によって世帯数に影響はございません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、今回の条例一部改正によってさらなる増税になる方はいないということでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後2時24分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後2時25分）

住民課長（志賀春美君） 国保税につきましては7月課税のため、現時点では令和5年の課税世帯数は不明ですが、令和4年度の限度額超過世帯12世帯を超えない範囲だと思っております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 国民健康保険税、各市町村によって税率が異なるわけですが、こちら今回改正のあった課税限度額等については、これは全国一律でよろしいでしょうか。

住民課長（志賀春美君） 議員ご質問のとおり全国統一の制度ですので、全て同じ額となります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第35号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第7、議案第35号飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） これ、8万円多くなるのかな。そうすると、負担する範囲も多くなると

いうことと理解していいのか。この改正、負担する対象人数は幾らになるんですか。もらうものどのぐらい増えるんですか。

住民課長（志賀春美君） 国保税として皆様からお預かりする分は増えませんので、こちらは支給する額が増えるということの改正になっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 人数はどの程度予定しているんですか。

住民課長（志賀春美君） こちらは現段階では人数は分かりませんが、これまでの推移を申し上げますと、令和2年度支給したのは2件、令和3年度は1件、令和4年度は2件となっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第36号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第36号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 該当する台数は幾らになって、他地区の、実際減免にならない台数はどのぐらいあるんでしょうか。

住民課長（志賀春美君） 減免対象はトラクターが31台、減免の額は7万4,400円ということで、所得の申告のときに確認をしております。減免の予定は令和8年度までというふうになっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第37号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(市沢第1ため池)請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第9、議案第37号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(市沢第1ため池)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(渡邊 計君) 説明資料によりますと、8,000ベクレルを超えるため池の堆積物を除去するというのですが、まずこれ、試験掘削などをやった結果はどういう数字が出ていたのか。そしてあと掘削した除去土壌、これの運搬先は直接中間に持っていくのか、村内に一時保管するようになるのか。それと、今後水稻栽培が始まるわけですが、工事期間はいつからいつなのか。そして、この説明によると農地や農業用排水への流入、拡散防止ということになっていますが、ため池に流入しなきゃ拡散することもないので、ため池への流入防止のための施策は何をするのか。この4点、お聞きします。

建設課長(高橋栄二君) このため池に対する放射性物質対策でございますが、基本調査、詳細調査を行って8,000ベクレル以上のものが確認されれば、除去を行う工事に入るという流れになっております。ベクレルでございますが、大体1万から3万、高いところだと7万ぐらいのベクレル数があります。それから運搬についてですが、除去土壌を取りましたらば、フレコンバッグに入れまして、村内で一時仮置きをしまして、その仮置きから今度は環境省のほうで中間貯蔵のほうに運搬するという流れになってございます。あと、ため池に対する流入防止でございますが、工事等での対応はなかなか難しいかなというふうに思っております。工事期間につきましては、年度内完成を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番(渡邊 計君) 実際何ベクレルあったのかと聞いたのは、今回、議案第37号では市沢のため池ですけれども、この後38号、39号、40号と、野沢ため池、沼平ため池、そして笹峠第2ため池となっておりますが、笹峠第2のほうはちょっと確認していないんですが、市沢、それから野沢、沼平、これ震災1年目だか2年目で環境省がフロート式とかなんとかといって、真ん中に足場を組んで中央から砂を落として、それでヘドロを両脇に持って行って、そのヘドロを吸い上げるという工事をしたと思うんですが、その工事をやっても1万ベクレルから3万ベクレルという数字の汚泥が出るということは、その後流入したということなのか、環境省がやった実証が全然何の役にも立たなかったのか、それはどういうふうになっているのか。それから、今、村内仮置場に置くと言いましたが、村内仮置場は場所はどこになるのか。そして、ため池流入の工事は本工事にないと言いましたが、大雨降ったりいろいろして山からの汚泥が入れば、また汚染されるわけで、ただこれ水稻の場合は1000分の3しか吸い上げないということが分かっているわけで、1万ベクレルあっても30ベクレルしか水稻などは吸い上げないだろうということになれば、そんなに心配はないかと思うんですが、実際、汚染土壌を除去するのであれば、流入対策もしなければいけない

のではないかと思うんですが、その辺もう一度お答えください。

建設課長（高橋栄二君） 村内の仮置場でございますが、センター地区の残土捨場というんでしょうか、土を入れるところの平場に置く計画でございます。流入につきましては、流入して対策が必要となれば、その対策を行っていくようになるのかなということ。それと、環境省でというお話でございますが、そこが環境省でなのかどうかちょっと分からないですけれども、何せ詳細調査の結果、ベクレルが8,000ベクレルを超えていたという結果に基づき、この工事のほうを行うということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

7番（渡邊 計君） 実際、環境省がため池の汚泥を上げるというやり方のときに、やっぱり同じ話で、流入するのを防がなきゃいけないということで執行部とお話ししているんです。それが今段階で、いや、環境省がやったのかどうか分からないと。本当に変な話で、確かに環境省がやったものであるから、村の工事でないから資料が残っていないと言え残っていないんだろうと思います。でも、私でさえ記憶に残っているんだから、現村長が当時農政のほうにいたんだから、そういう絡みで分かっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺がどうなるのか。もしそういうことであれば、実際環境省がやった、そのフロート式だか何かというものは何の役にも立たなかったと理解せざるを得ないわけですが、その辺もう一度ご説明お願いします。

村長（杉岡 誠君） 私が担当時代というご指名でありましたので、私のほうでちょっと記憶を遡りたいと思いますが、多分避難指示解除前から、2年から3年かけてため池実証というものが取り組まれましたが、あれは、環境省ではなくて農水省の配下で実施をされたというふうに私認識をしております。そして手法ですね。いわゆる中にあるノロの部分はどういうふうに吸い上げるかという手法を、様々なものを工夫したと。それから、流入してくるベクレルの部分と、流出するベクレルの部分の差というものを見ることで、再流入がどれぐらいあるのかという評価を、あの当時したかなというふうに記憶をしております。ため池実証のときには水を抜かないで、普通のため池を抜くようなバキュームというんですかね、そういう方法を何回か試しながらやったけれども、今、村のほうでは水を抜いてやるほうがさらに効率がいいということで、基本的にはそういう施工方法を選んでやっているというふうに認識をしています。

それから、流入に対して流出の部分については、たしかあの当時は流入よりも流出のほうが少ないという形だったかなというふうに思いますが、今いずれにしても、多面的機能支払交付金等々で地元の方々にため池管理いただくに当たっては、上水管理をしてくださいということで、下のシルト部分まで流出するような使い方をしないでくださいというお話であったり、あと、ため池実証のときはシルトフェンスということで、フェンスを流出口のほうに少し設置することで、どういう状態になるかということを試したことがあると思いますが、今のところしっかりとした施工をすれば、再流入については1年、2年、3年、4年、その程度においては大したものはないのかなと。あるいは上水管理をすることで、今までも下に数万ベクレルのものがあっても、上水としては影響が出てこなかったもので、そういう管理を今後もしていくのかなというふうに認識しているところであり

ます。

以上であります。

7 番（渡邊 計君） 今のお話、十分分かりました。ただ、水稻栽培が今始まっているので、恐らく工事が始まるのは秋頃かなと思うんですが、これ、水稻をやりながら水抜いて掘るということですか。

議長（佐藤一郎君） 渡邊 計君に申し上げます。ただいまの質問は4回目となります。一応、基本は基本ですので。

ほかに質疑ありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 4回目分を聞くわけではないんですけども、工事前の現状の汚染度の濃度、あとは工事終わった後の濃度、今までずっとため池何十か所かやられてきたので、そのデータというのはそろっていると思うんですけども、その比率からいって大分下がる。汚泥物と流入の防止、拡散防止をやって成果として出ているということであるのでしょうけれども、その時点では今度の工事ではどういうふうになって対応されるのか、成果を求めるのか、伺うものです。

建設課長（高橋栄二君） 落水も、水を抜いた後メッシュを組みまして、そこに管理する場所を設定しまして、取る前のベクレルを計測しまして、掘削した後のベクレルを計測しまして、8,000ベクレル以下になるのを確認しながら進めていくということで、それが成果となります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） そのデータは、今までの分は後で議会のほうに提出願えますか。あとは先ほど、休議の中で説明いただいた9社というのは、私書き切れなかった部分と、あと競争率、1番、2番の差、説明はいただくんですけども、説明資料で提出はしてもらえないんでしょうかという全員協議会での話ありましたので、その辺はどうでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 今まで行ったため池の結果につきましては、ちょっとお時間のほう頂くかもしれませんが、提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

総務課長（村山宏行君） 本契約に係ります入札の状況については、あくまでも附則資料ということで口頭で申し上げた部分でございますが、これまで非常に煩雑だということで行ってこなかったところがございます。ただ、近年は近隣の自治体を見ても入札の状況を公表している、そういった自治体が増えてまいりました。村でもそういったことができないうか、議会のほうからの要望ということも踏まえながら前向きに検討したいと思っております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第38号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(野沢ため池) 請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第10、議案第38号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(野沢ため池) 請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(渡邊 計君) 先ほど水稻のこと聞けなかったもので、ここで改めて水稻のことを聞きます。この工事期間、来年度3月までだと思うんですけども、今年は特に水など少ない中で、これ水を一旦抜いて工事するんだと思いますけれども、水稻などへの影響、そういうものはどういうふうを考えているのか、あるいは水稻が終わった時点から工事を始めるのか、その辺の計画はどうなっていますか。

建設課長(高橋栄二君) それぞれ営農の状況を踏まえながら、当然お聞き取りもしながら、そのため池の水を使っていないため池については、すぐかかれると思いますし、営農しているというのであれば、その時期をずらして工事のほうをそれぞれ進めていくということになります。

7番(渡邊 計君) 今年、集約農業の水稻面積がかなり増えていますのでね。その辺しっかりとやっていたかかないと、水の少ないときにはなおさら大変なんじゃないかなと。それと、センター地区の仮置場に置くということですが、ここにあるだけの立米計算しただけでも5,344立米ということは、同じくらいの数量の袋になると思うんですが、全てあそこに置き切れるんでしょうか。

建設課長(高橋栄二君) 一度にそこに集まるかということばかりではなくて、このため池のこの分を持っていったらば、環境省のほうで持っていくということで、その辺は調整しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第39号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(沼平ため池) 請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第11、議案第39号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質

対策工事（沼平ため池）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 先ほど議案説明の中で、落札率が99.98%だということをお聞きしたんですが、再度この数字に間違いはないか、お聞きします。

総務課長（村山宏行君） 間違いございません。

2番（横山秀人君） そうしますと、予定価格、逆算すれば分かるわけですが、一、二万円の差額で落札されたわけですが、これは1回目の入札で落札されたのか、複数回で落札されたのか、教えていただけますか。

総務課長（村山宏行君） 1回目の入札で落札されております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第40号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第12、議案第40号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） ため池4つほどあって、ここに来て94.90%、1番、2番の差が300万円という、このぐらいは普通正常かなとは思いますが、入札担当責任者、どういふふうに感じますか。

総務課長（村山宏行君） こちらから入札のほうの案内をして、適切に入札されたものと判断しております。

8番（佐藤八郎君） 地形的に分からないから仙台の業者が取ったのか。それで300万円も差がついたのか。私の単なる推測の話ですが、何かその他が30万円、30万円、20万円ということに来て、いきなり300万円という不思議な現象に思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 入札の額についての遺憾ということで、結果がこれはこうなっておりますので、そこについての申し上げることはございません。ただ、業者について初めてということでもなく、これまで、この落札した業者につきましては村の他の工事で入札参加をして、落札して契約しているということもありますし、事務所を村内に出張所を置いているということもありますので、特段、村の中でこちらの情報がなかったということ

ではないというふうに認識しております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、承認第1号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第13、承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第14、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとお
り派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月26日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂